

資格審査申請に必要な提出書類

○：必ず提出 △：該当する場合に提出

	提出書類	法人	個人	発行場所 (依頼先)
1	提出書類チェックリスト	○	○	
2	競争入札参加資格審査申請書(第1号様式) <u>※押印不要</u> (1) 郵送又は持参の場合：第1号様式 (2) 電子申請の場合：電子申請画面に入力することで様式どおりに作成されるため添付による提出は不要 (3) 申請者住所と履歴事項全部事項証明書(又は現在事項全部証明書)の住所が相違する場合は、申請者住所に関する申立書(第1号様式の2)を提出すること。	○	○	
3	営業概要書(第2号様式)	○	○	
4	委任状(第3号様式) <u>※押印不要</u> 取引権限を支店等に委任する場合に提出してください。	△		
5	営業種目一覧表(第4号様式) 希望する販売物等に○印を付けてください。 ※電子申請の場合：電子申請画面に入力することで様式どおりに作成されるため添付による提出は不要	○	○	
6	登記事項証明書又は登記簿謄本(履歴事項全証明書又は現在事項全部証明書) (写し(両面印刷)可) 申請日の前3月以内に交付されたものを提出してください。	○		法務局
7	身分証明書(写し可) 申請日の前3月以内に交付されたものを提出してください。		○	本籍地の市町村
8 (注)	都道府県税全てに係る納税証明書(写し可) 審査基準日の前日までに納期限の到来する以下の都道府県税について、滞納がないことの証明書を提出してください(事業を開始したばかりで、課税されていなくても提出が必要です)。 ①法人の場合：第1号様式の「登録事業所」がある都道府県に対する 全ての税 ②個人の場合：個人事業税及び個人県民税(住民税) 滞納のない証明書が発行されない都県については、法人にあっては直近事業年度の納税証明書、個人にあっては居住している都県の個人事業税の納税証明書を提出してください。 ※申請日の前3月以内に交付されたものを提出してください。	○	○	登録事業所のある都道府県税事務所 個人都県民税は市区町村
9 (注)	高知県税の納税証明書(写し可) 第1号様式の3欄「申請者及び登録事業所とも高知県外であって県内事業者としての登録を希望する場合」に該当する方は必ず提出してください。 これの提出がないと県内事業者としての受付ができません。 ※申請日の前3月以内に交付されたものを提出してください。	△	△	高知県内の県税事務所
10	消費税及び地方消費税の納税証明書(写し可) 納税証明書の「その3の2(個人用)」又は「その3の3(法人用)」のいずれか1つを提出してください(「その1」及び「その2」は不可、「その3」は消費税及び地方消費税の記載があれば可とします)。 ※申請日の前3月以内に交付されたものを提出してください。 ※新型コロナウイルス感染症の影響により納税の猶予を受けている場合は、「納税証明書(その1)」及び「納税の猶予許可通知書」(写し可)を提出してください。 ※税務署窓口で発行された書面又は電子納税証明書(PDFファイル)の印刷されたものいずれか)	○	○	申請者の所在地のある税務署

11	財務諸表 （直近1事業年度分） <u>※押印不要</u> ①法人の場合 貸借対照表、(2)損益計算書、(3)株主資本等変動計算書など、その他これに準ずるもの	○		
	②個人の場合（第5号様式） 青色申告決算書の写しなど、決算状況が分かるもの		○	
12	個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（第6号様式） <u>※申請者欄は押印不要</u> <input checked="" type="checkbox"/> 1の場合、個人住民税特別徴収税額の決定・変更通知書（写し）は提出不要です。	○	○	
13	暴力団排除に関する誓約書（第7号様式）、 <u>※申請者欄は押印不要</u>	○	○	
	役員等名簿（第7号様式の2） <u>※申請者欄は押印不要</u> 役員等名簿は、申請する時点の役員等を記載してください。 ※電子申請の場合：第7号様式の2は電子申請画面に入力することで様式どおりに作成されるため添付による提出は不要	○	○	
14	印刷に関する保有設備等申告書（第8号様式） 営業種目一覧表で「61印刷」の欄に○印を記載した場合は、必ず提出してください。 提出がない場合は、「61印刷」に係る営業種目の登録ができません。	△	△	
15	営業許可証・認可証等（写し） 営業にあたって取扱いに許認可等が必要な場合（営業種目一覧表に例示しています。）は、許可証・認可証等の写しを提出してください。 提出がない場合は、当該営業種目の登録はできません。	△	△	
16	ISO14001の「環境マネジメントシステム登録証」（写し） 認証を取得している場合にのみ提出してください。認証を取得していても、これらの提出がない場合は、これらの認証を取得している事業者としての受付ができません。 <u>※ISO14001以外は提出があっても登録しません。</u>	△	△	
17	エコアクション21の「エコアクション21認証・登録証」（写し） 認証を取得している場合にのみ提出してください。認証を取得していても、これらの提出がない場合は、これらの認証を取得している事業者としての受付ができません。	△	△	
18	「こうちSDGs推進企業登録証」（写し） 登録をしている場合にのみ提出してください。登録証の提出がない場合は、「こうちSDGs推進企業」の登録事業者としての受付ができません。	△	△	
19	「高知県ワークライフバランス推進企業認証書」（写し） 認証を取得している場合にのみ提出してください。認証を取得していても、これらの提出がない場合は、これらの認証を取得している事業者としての受付ができません。	△	△	
20	障害者雇用申立書（第9号様式） <u>※押印不要</u> 法定雇用率制度が適用される場合は、障害者雇用状況報告書（写し）（公共職業安定所の受付印のあるもの）も提出してください。 ただし、受付印がない場合は、簡単な理由を報告書（写し）に記載してください。（詳細は、第9号様式「注意事項」をご覧ください。）	△	△	

注：上記15～19を提出する場合は、添付する（写し）が申請時点で有効期限内であるものか確認してください。

※ 受領書は用意しておりません。

受領の確認をご希望の場合は、返信用ハガキに受領書の送付先住所を記入して送付してください。

(注) 8 「都道府県税全てに係る納税証明書」及び9 「高知県税の納税証明書」の補足説明

1 県内事業者 (A、Bは高知県以外の都道府県を表します。)

	申請者住所	登録事業所住所	その他高知県内所在事業所 (営業概要書記載の事業所)	必要な「都道府県税全てに係る納税証明書」
1①	高知県	高知県		高知県税事務所発行証明書 1通 計1通
1②	A都道府県	高知県		高知県税事務所発行証明書 1通 計1通
1③	A都道府県	A都道府県	あり	A都道府県税事務所発行証明書 1通 高知県税事務所発行証明書 1通 計2通
1④	A都道府県	B都道府県	あり	B都道府県税事務所発行証明書 1通 高知県税事務所発行証明書 1通 計2通

(注) 1③、1④で、高知県税事務所発行証明書が添付されない場合、「県内事業者」として認められません。従って、「物品電子調達システム」に参加することができません。

2 県外事業者

	申請者住所	登録事業所住所	その他高知県内所在事業所 (営業概要書記載の事業所)	必要な「都道府県税全てに係る納税証明書」
2①	A都道府県	A都道府県		A都道府県税事務所発行証明書 1通 計1通
2②	A都道府県	B都道府県		B都道府県税事務所発行証明書 1通 計1通